

全国精神保健福祉会連合会殿

一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会における 関係学会等に対するヒアリング項目

- 一定の症状を有する者を的確に把握するための方策について
 - ・ 運転免許の取得や更新の申請に際して、一定の症状等に関する申告を正しく行わなかった者に対する罰則を整備することについて、どのようにお考えになりますか。ご意見をお聞かせ下さい^(※)。

<現状等>

現行制度においては、運転免許の取得や運転免許証の更新をしようとする際に提出する申請書の様式の中に、過去における意識の消失や発作的な身体のけいれん又は麻痺等の症状の有無、及び病気を理由とした医師による免許の取得等を控える旨の助言の有無について申告を求める記載欄が設けられ、免許申請時等に、一定の病気等に係る病状申告欄の該当する症状にチェックを求めていますが、一定の病気等に起因する交通事故を起こした者の病状申告の状況を分析したところ、極めて申告率が低いことが判明しており、実効性が乏しいとの指摘があります。(別添1「一定の症状を有する者を的確に把握するための方策に関する論点」をご参照ください。)

<回答欄>^(※)

申告を正しく行わなかったものに対する罰則の適用については、以下の理由により、不適切と考える。

意識の消失やけいれん、麻痺などの症状は、過去に全くなかった人でも起こりうる。また、過去にあっても適切に治療を受ければ再び起こらない場合もある。チェックしなかったからといって罰則をつけることは不適切と考える。

一定の病気とは何を基準にしているのか不明確であり、漠然と精神疾患をとりあげるのは差別だと考える。

- ・ 病状申告欄における分かりやすい症状の記載方法について、ご意見をお聞かせ下さい。

<現状等>

病気等によってその症状も様々であり、現状の病状申告欄(別添2)に記載されている症状の項目だけでは、申告(選択)が困難な場合があるとの指摘があります。

<回答欄>^(※)

この方法でよいと考える。

- 一定の症状の申告を行いやすい環境の整備方策について

※ 回答枠に拘らず、別紙等をご利用いただきご自由に記載下さい。

全国精神保健福祉会連合会殿

- 一定の病気等を理由に運転免許を取り消された者が病状の快復後に免許を再取得する場合の負担軽減（再取得時の試験の一部免除、免許の効力停止期間の上限（6月）の延長等）に関する規定を整備することについて、どのようにお考えになりますか。ご意見をお聞かせ下さい。

<現状等>

現行の運転免許制度においては、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気にかかるている者、認知症である者、又はアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者については、運転免許を拒否し、又は取り消すことができることとされていますが、6月以内にこれらに該当しなくなることが見込まれる場合は、免許を保留し、又は停止することとしています。

しかしながら、一定の病気等に係る運用基準の中には、その回復状況を見極めるために1年以上の発作抑制期間を求めているものがあることから、既に運転免許を受けている者についてこれらの病気にかかる発作が再発した場合、6月以内に取消事由に当たらなくなる見込みはないこととなり、必然的に免許取消処分がなされることとなります。

処分期間が経過すれば自動的に免許の効力が回復される停止処分と異なり、取消処分を受けた者は症状が改善したとしても運転免許の再取得にかかる負担が大きいことが、正しい症状の申告を妨げているとの指摘があります。（別添3「一定の症状の申告を行いやすい環境の整備方策に関する論点」をご参照ください。）

<回答欄> (※)

自動車の運転をすることは、日常生活する上で必要とする障害者がいることを考えると、一時の不調で免許が取り消され、再度取り直すということでは損失と負担が大きい。再取得の際の負担軽減は必要だと考える。

※ 回答枠に拘らず、別紙等をご利用いただきご自由に記載下さい。

全国精神保健福祉会連合会殿

○ 行政機関と関係者・関係機関との情報共有の在り方について

- 一定の病気等に該当する者が運転免許を有する場合における自己申告以外の把握方法について、どのようにお考えになりますか。ご意見をお聞かせ下さい。

<現状等>

現行制度においては、運転免許の取得や運転免許証の更新をしようとする際に提出する申請書の様式の中に、過去における意識の消失や発作的な身体のけいれん又は麻痺等の症状の有無、及び病気を理由とした医師による免許の取得等を控える旨の助言の有無について申告を求める記載欄が設けられていますが、一定の病気等に該当する者にとって正しく申告を行うことは、免許の拒否又は取消しに繋がるおそれのある行為であり、中には虚偽の記載をする者が一部存在することが明らかとなっています。

その場合、断続的な症状を呈するこれらの病気は外見上明らかでないことがあるため、通常の免許手続において判別することは困難であり、これらの者を的確に把握するためには、医師等患者の病状を知り得る者が、必要に応じて都道府県公安委員会に届け出ることが極めて有効であると考えられます。(別添4「一定の症状を有する者を的確に把握するための方策に関する論点(自己申告以外の把握方法について)」をご参照ください。)

<回答欄> (※)

医師との信頼関係がくずれて、医療中断になり、症状が悪くなる者が多くなるおそれがあることから、医師から公安委員会への通報というのは賛成できない。公安委員会への届出は、自己申告であるべきである。

- 一定の病気等に関し、医師等からの通報制度を導入した場合、その運用が医師等によって区々とならないよう、一定の基準を示したガイドラインが必要との声もありますが、どのようにお考えになりますか。ご意見をお聞かせ下さい。

(「参考資料」をご参照下さい。)

<回答欄> (※)

通報制度には賛成できない。

※ 回答枠に拘らず、別紙等をご利用いただきご自由に記載下さい。

全国精神保健福祉会連合会殿

○ 病状が判明するまでの間の取扱いについて

- ・ 一定の病気等の疑いがある場合に、臨時適性検査の結果が判明するまでの間に、暫定的に運転免許の効力を停止する等の規定を整備することについて、どのようにお考えになりますか。ご意見をお聞かせ下さい。

<現状等>

一定の病気等の疑いがある免許保有者を把握した際、公安委員会は、一般的には、当該運転者に臨時適性検査の通知を行い、同検査の結果、一定の病気等にかかっていることが判明した場合、聴聞等の手続を経て、運転免許の取消し等の処分を行うこととなるため、同処分までに一定の期間を要することから、処分を受けるまでの間に自動車を運転し、重大な交通事故を惹起する虞が指摘されています。

＜回答欄＞(※)

一定の病気の疑いや一定の病気にかかっていることのみで運転免許の効力停止等の規定を整備することには賛成できない。

※ 回答枠に拘らず、別紙等をご利用いただきご自由に記載下さい。

全国精神保健福祉会連合会殿

○ その他の対策等について

- ・ 上記の他、一定の病気等に係る交通事故を防止するために、有効と思われる制度や対策についてお考えをお聞かせ下さい。

＜回答欄＞（※）

各運転免許センターに掲示している運転適性相談窓口に係るポスターに、病名が明記されている。これは、

- ・ 病名による差別を助長するものである
- ・ すべての統合失調症の者が運転できないと誤解される

ことから、運転に支障のある症状を明記するなど、表現方法に配慮願う。

※ 回答欄に拘らず、別紙等をご利用いただきご自由に記載下さい。